

改修設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名称 平成 26 年度
静岡県立総合病院 6A 病棟改修工事設計業務委託
- 2 履行期限 平成 26 年 9 月 30 日限り
- 3 適用
本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「※」印が付いたものを適用する。
- 4 業務種別
本業務の種別は以下による。
なお、詳細は、Ⅲ 業務仕様による。
※建築実施設計に関する標準業務 ※電気設備実施設計に関する標準業務
※機械設備実施設計に関する標準業務
※建築実施設計に関する追加業務 ※電気設備実施設計に関する追加業務
※機械設備実施設計に関する追加業務
- 5 工事費（直接工事費）
目標とする直接工事費は、約 23,000,000 円とする。
- 6 建物概要
 - (1) 施設名称 静岡県立総合病院
 - (2) 敷地の場所 静岡市葵区北安東地内
 - (3) 改修概要

改修箇所	改修概要	数量	静岡県建築設計等委託料算定基準別表 2 建築物の類型用途
本館 6 階	別紙改修概要による。	一式	第十号 第 2 類

II 設計の進め方

- 1 地方独立行政法人静岡県立病院機構業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。
- 2 別紙 1 の設計理念に基づいて設計を進める。
- 3 受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。

- 4 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び標準図並びに県の定める各種の設計基準等による。
- 5 業務に先だち、別紙 2 の業務実施計画書作成要領に基づいて業務実施計画書を監督員に報告する。管理技術者等は報告した業務実施計画書に基づき業務を進める。
- 6 現状を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。
- 7 設計の段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- 8 設計の一部について他の専門事務所に協力を求める場合は、十分な能力を有するものを選定するとともに自らの責任において指導すること。なお、詳細は 4 協力事務所届等の提出を参照のこと。
- 9 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- 10 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- 11 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- 12 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書等の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果物を引渡す。
なお、原図 PDF 形式 (A3 版, 200dpi) を成果物とする場合は、履行期限内に納品できるように検査を受けること。
- 13 前項のほか、監督員の指示により白焼図又は青焼図を適宜提出する。
- 14 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- 15 CAD 図面の作成は、「静岡県 CAD 図面作成要領(案)」によること。
- 16 工事特記仕様書は貸与する。
- 17 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者との間で協議して定める。

Ⅲ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「土木設計業務等共通仕様書」(平成 11 年 3 月 31 日告示第 328 号)による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の内容及び範囲

標準業務の内容は、次のア及びイに掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)

※建築基準法施行令第 9 条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成

※工事費概算調書の作成

ア 実施設計

- ※要求等の確認
- ※法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ※実施設計方針の策定
- ※実施設計図書の作成
- ※概算工事費の検討
- ※実施設計内容の建築主への説明等

イ 設計意図の伝達

- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
- ・工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

(2) 対象外業務の有無（業務量の軽減に係る事項）

ア 建築技術職員等の関与の有無

- ※有
- ・無

イ 資料提供等の有無

- ※提供する資料が少ない
- ・類似の参考例がある
- ・既存図面の一部修正程度

(3) 追加業務の内容及び範囲

- ※積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- ・建築基準法に基づく計画通知手続業務
 - ・計画通知の提出行為
 - ・確認済証の交付までに行われる必要な質疑・行政指導への対応
 - ・確認済証の受領行為
- ・市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 静岡）による評価に係る業務
- ・グリーン購入法環境物品チェックリストの作成
- ・設計概要書の作成
- ・環境配慮型建物チェックシートの作成
- ・リサイクル計画書の作成
- ※概略工事工程表の作成

2 準拠すべき基準等

(1) 積算

- ※静岡県建築工事積算基準
- ※静岡県建築数量積算基準
- ※静岡県建築設備数量積算基準

(2) 仕様書

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ※建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(3) 図書

- ・ユニバーサルデザインを活かした建築設計（静岡県）
- ・県有建築物コスト縮減ガイドライン（静岡県）
- ・“ふじのくに” エコロジー建築設計指針（静岡県）
- ※建築構造設計指針・同解説（静岡県）
- ※防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- ※建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）

3 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

ア 成果物

(ア) 建築

- | | | |
|-------------|-----------|---------------------|
| ・建築物概要書 | ※工事特記仕様書 | ※施工条件特記仕様書 |
| ※仕上表 | ※面積表及び求積図 | ※敷地案内図 |
| ※配置図 | ※平面図（各階） | ※断面図 |
| ・立面図（各面） | ※矩計図 | ※展開図 |
| ※天井伏図（各階） | ※平面詳細図 | ※部分詳細図(断面含む) |
| ※建具表 | ・外構図 | ※総合仮設計画図 |
| ※構造仕様書 | ・構造基準図 | ・伏図（各階） |
| ・軸組図 | ・部材断面表 | ・各部断面図 |
| ・標準詳細図 | ※各部詳細図 | ・計画通知図書(申請用 FD を含む) |
| ・中高層建築物の届出書 | | |

(イ) 電気設備

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| ※工事特記仕様書 | ・施工条件特記仕様書 | ・敷地案内図 |
| ・配置図 | ※電灯設備図 | ※動力設備図 |
| ※電熱設備図 | ・雷保護設備図 | ・受変電設備図 |
| ・静止形電源設備図 | ・発電設備図 | ・構内情報通信網設備図 |
| ・構内交換設備図 | ※情報表示設備図 | ・映像・音響設備図 |

- ※拡声設備図 ・誘導支援設備図 ・テレビ共同受信設備図
- ・テレビ電波障害防除設備図・監視カメラ設備図 ・駐車場管制設備図
- ・防犯・入退室管理設備図※火災報知設備図 ※中央監視制御設備図
- ※構内配電線路図 ※構内通信線路図 ※電気設備設計計算書
- ・昇降機設備図 ・搬送機設備図 ・昇降機設備設計計算書
- ・計画通知図書(申請用FDを含む) ・中高層建築物の届出書

(ウ) 機械設備

a 空気調和設備設計図

- ※工事特記仕様書 ・施工条件特記仕様書 ・敷地案内図
- ・配置図 ※機器表 ※空気調和設備図
- ※換気設備図 ※排煙設備図 ※自動制御設備図
- ・屋外設備図

b 給排水衛生設備設計図

- ※工事特記仕様書 ・施工条件特記仕様書 ・敷地案内図
- ・配置図 ※機器表 ※衛生器具設備図
- ※給水設備図 ※排水設備図 ※給湯設備図
- ※消火設備図 ・厨房設備図 ※ガス設備図
- ・し尿浄化槽設備図 ・ごみ処理設備図 ・さく井設備図
- ・屋外設備図

c その他

- ※空気調和設備設計計算書※給排水衛生設備設計計算書
- ・計画通知図書(申請用FDを含む) ・中高層建築物の届出書

(エ) 積算

- ※工事費内訳書 ※積算数量算出書(数量計算書及び数量計算補助図)
- ※見積書 ・営繕工事積算チェックリスト
- ・営繕工事積算数量チェックシート
- ※見積検討資料(採用単価一覧表、見積比較表)

(オ) その他

- ・模型(縮尺:1/○○○、寸法:○○○mm×○○○mm以上、呼称:A○、着色、アクリル板(t=5)ケース付き、キャビネ判写真及び写真データ共。)
- ・透視図(鳥瞰図○面各○枚、外観図○面各○枚、内観図○面各○枚、額入りとする。写真データ共。)

(カ) 資料

- ・構造計算書 ・雨水排水流量計算書 ※換気風量計算書
- ※負荷計算書 ・コスト縮減説明書 ・環境対策説明書
- ・ユニバーサルデザイン説明書 ・グリーン購入法環境物品チェックリスト

- ・設計概要書
- ・環境配慮型建物チェックシート
- ・リサイクル計画書
- ※概略工事工程表
- ※打合せ記録簿

イ 提出部数等

(ア) 図面

※原図には、A1 判又は A2 判のトレーシングペーパーを用い、1 部提出する。図面の大きさは監督員の指示による。

※検査終了後、原図を PDF 形式 (A3 版, 200dpi) にし、提出する。

※図面は、ファイルに入れて提出する (工事名称等を背表紙に記入すること)。

(イ) その他

※以下に指示がない限り、各 1 部提出する。

※工事費内訳書は、監督員の指定する様式により印刷した金額入り、金額抜きを各 1 部提出する。

※設計計算書、積算調書及び採用単価調書は A4 判左とじとし、各 1 部提出する。なお、積算調書については、原稿と共に複製を 1 部提出する。

ウ 留意事項

(ア) 工事費内訳書はエクセルにより作成する。

(イ) 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に監督員の承諾を得る。

(ウ) 積算は、監督員の承諾を得た実施設計図をもって行うこととし、静岡県建築工事積算基準等による。

根伐図及び配管立体図等の数量計算補助図を適宜作成する。

(エ) 単価は、積算基準等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にし、適正な価格を採用する。

採用する単価について一覧表を作成し、監督員の承諾を得る。

見積り先は 3 者以上とし、監督員の承諾を受ける。また、比較表を作成し、見積額の整理をする。

(オ) 設計図書及び工事費内訳書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

(3) 電子納品

ア 電子納品対象成果物

(ア) 対象成果物

※業務工程表 ※業務代理人通知書等 ※設計図 ※工事費内訳書

※採用単価表 ※調査写真

(イ) 適用基準類

※文書：ワープロソフト (MS ワード等)

※図面：SXF 形式、オリジナル形式

※工事費内訳書：エクセル

イ 提出物等

※電子納品対象成果物を記録した CD-R 1 枚及び設計図のみを記録した CD-R 1 枚 (共に CD-R ラベルに工事名称等を焼き付けたもの)

※原図 PDF 形式 (A3 版, 200dpi) を記録した CD-R 1 枚 (CD-R ラベルに工事名称等を焼き付けたもの)

※電子媒体納品書 (様式 1)

ウ その他

(ア) 「静岡県建築設計業務等電子納品要領(案)」によること。

(静岡県庁 HP 内【ホーム】－くらし【建築・住宅】－【静岡県の公共建築】－【営繕事業に係る電子納品】参照)

(イ) 提出された CAD データは当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成等に使用する。

4 協力事務所届等の提出

(1) 業務の一部について構造・設備等の他の専門事務所 (以下、「協力事務所」という。) に協力を求める場合には、速やかに協力事務所届 (様式 2) を提出すること。

また、協力事務所との契約書の写しを当該業務着手前に提出すること。

(2) 協力事務所の選定

協力事務所の選定にあたっては、構造事務所及び設備事務所について、それぞれ次の要件を満たすものであること。

ア 構造事務所

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による建築士事務所登録を受けていること。

イ 設備事務所

次のいずれかの事務所であること。

(ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による設備設計一級建築士または建築設備士が 1 名以上所属していること。

(イ) 平成 26・27 年度静岡県建設関連委託業務入札参加資格者名簿に登録されていること。

5 建設副産物対策

受注者は、設計にあたって建設副産物対策 (発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底) について検討を行い設計に反映させるものとする。

6 その他特記事項

受注者は、成果物又は成果物を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

設計理念

1 敷地

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。

2 施設

施設は、当該施設の用途に応じて、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。

(1) 地域性

施設は、地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものとす。

(2) 防災機能の確保

施設は、地震等の災害時に求められる機能に応じて、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものとす。

(3) 高齢者、身体障害者等への対応

施設は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものとす。

(4) 環境保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものとす。

(5) エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止と自然エネルギーの活用を考慮したものとす。

(6) 県産材の利用推進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、構造材及び内装材への積極活用を図るものとす。

(7) 資源の有効活用

材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮したものとす。

(8) 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものとす。

(9) 高度情報化への対応

施設は、設置目的に応じて高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確保したものとす。

(10) メンテナビリティ及びフレキシビリティの確保

施設は、維持・管理が容易に行うことができ、かつ、耐用期間中の需要等の変化に対応できるよう配慮したものとす。

(11) 良好な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保したものとする。

(12) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう配慮したものとする。

業務実施計画書作成要領

1 業務実施計画

業務実施計画は契約図書の確認及び現地調査に基づき、履行期間内に契約図書に定められた業務を適正に実施する方法等を業務に先だち具体的に決めることであり、業務実施の基本となるものである。

また、立地条件、用途、構造、規模等の設計と条件がそれぞれ異なるので、計画にあたってはそれらの条件を十分に把握するとともに多角的に調査したうえで作成し、監督員に報告すること。

(1) 業務実施工程表

原則、業務実施工程表（参考様式 1）を作成する。

(2) 業務管理体制系統図

契約図書に定められた、管理技術者、主任担当技術者等の責任者を定めた、業務管理体制系統図（参考様式 2）を作成する。

(3) 総合業務実施計画書

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定めた、総合的な実施計画書を作成する。

2 業務実施計画書の内容

建築設計業務実施計画書の記載事項は概ね次のとおりである。

(1) 準拠する基準等

(2) 業務実施工程表

(3) 受注者管理体制系統図

(4) 総合業務実施計画書（業務の全般的な進め方、業務実施方法、業務管理方針等）

(5) 使用する構造計算プログラム

(6) 建築士事務所登録の状況（建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

(7) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合確認が必要な設計については、その氏名及び所属する建築士事務所名（資格証及び建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

様式 1

平成 年 月 日

電 子 媒 体 納 品 書

管理課長 様

受注者 (住所)

(氏名)

管理技術者 (氏名)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

業務名				PUBDIS 登録番号		-----
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備考	

電 子 媒 体 受 領 書

上記の電子媒体を受領しました。

※

管理課 担当監督員 (氏名)

印

注記: ※印は記入しない。

協 力 事 務 所 届 出 書

- 1 委託業務の名称
 2 施行箇所
 3 履行期間 着手 平成 年 月 日
 完成 平成 年 月 日
 4 協力事務所名

種別	住 所	商号又は名称	氏名	契約金額

※種別には、構造、設備（電気・機械設備）等の種別を記入すること。

※協力事務所との契約書(写)を業務着手前に提出すること。

- 5 協力事務所の資格等

(1) 構造事務所

建築士事務所登録の番号	()	建築士事務所	()	知事登録	()	第	号
-------------	--------	--------	--------	------	--------	---	---

※建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。

(2) 設備事務所（該当する種別及び区分の番号に○印をつけること）

種別	区 分
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②静岡県建設関連委託業務入札参加資格を有する事務所

※該当する区分により、資格者証(写)又は入札参加資格の結果通知書(写)を添付すること。

種別	主任担当者職	主任担当者氏名	経験年数	資格等

※各主任担当者の経歴書及び資格者証(写)を添付すること。

上記のとおり協力事務所を決定したので届出ます。

平成 年 月 日

静岡県立総合病院 院長 様

住所
 受注者 商号又は名称
 氏名

印